

研修生受け入れに関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、サポート・グループに関する知識および技術を修得させるため特定非営利活動法人がんサポートコミュニティー（以下、「本法人」という。）が受け入れる研修生に関し必要な事項を定めたものとする。

(研修生の研修期間および定員)

第2条 研修生の研修期間は、次の通りとする。

研修機関の名称	種別	研修期間
がんサポートコミュニティー	長期研修	5 か月～1 年
	短期研修	1 週間～数週間

- 2 短期研修に満たない研修期間を希望する者についても、この規則を準用する。
- 3 研修生の定員は、運営会議の議を経て、理事長が定める。

(研修の科目)

第3条 研修生の研修科目としては、次に掲げる事項とする。

- (1) がんサポートコミュニティーの活動内容に関する講義
 - (2) サポート・グループへの参加
 - (3) サポート・グループ担当ファシリテーターの反省会
 - (4) ファシリテーター会議への参加
- 2 研修科目および研修時間数については、プログラムディレクターが定める。

(研修の資格)

第4条 研修生として研修することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 心理関係または医療・看護・福祉系を専攻し、学士または修士以上の学位を有する者で、自己の所属する大学の指導教授または機関の長の推薦を受けた者
- (2) 心理関係または医療・看護・福祉系を専攻している大学生で、自己の所属する大学の指導教授の推薦を受けた者
- (3) 前各号に規定する資格に準ずる資格を有する者で、理事長が特に認めた者

(研修の手続)

第5条 本法人に研修を希望する者（以下「志願者」という。）は、研修生受入申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、研修希望日の2か月前までに本法人事務局を経て理事長に提出し、願出なければならない。

- (1) 履歴書（顔写真が貼付されたものに限る。）
- (2) 研修計画書
- (3) 推薦書（第2号様式）

(選考および許可)

第6条 理事長は、志願者に対して本法人における研修生としての適否を決定するために面接を行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、面接を行わないことができる。

- 2 プログラムディレクターは、研修計画書を審査し、その結果を理事長に報告しなければならない。
- 3 理事長は、前項の研修計画書の審査および面接の結果により研修を許可した者に対して、その旨を通知しなければならない。

(誓約書)

第7条 長期研修を許可された者は、誓約書（第3号様式）を研修開始日から10日以内に理事長に提出しなければならない。

- 2 研修生がその住所または氏名を変更したときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(研修休止および研修中止)

第8条 研修生は、自己の便宜のため研修休止または研修中止をすることはできない。

- 2 研修生は、病気その他やむを得ない理由により研修休止または研修中止をしようとするときは、その理由を記した願書を理事長に提出し、その許可を得なければならない。

(研修中止の命令)

第9条 理事長は、次の各号の一に該当する者に対して研修中止を命ずることができる。

- (1) 成業の見込みがない者
- (2) 研修生としてふさわしくないと理事長が認めた者
- (3) この規則に違反した者

(修了証書等)

第10条 理事長は、長期研修を修了した研修生に対して、修了証書を授与する。

- 2 理事長は、短期研修を修了した研修生から願い出があったときは、その者に対して当該研修を修了した旨の修了証明書を交付することができる。

(研修生指導料)

第11条 研修生は、長期研修を受けるにあたり、30,000円の研修生指導料を納入しなければならない。

- 2 研修生は、短期研修を受けるにあたり、1日につき2,500円の研修生指導料を納入しなければならない。

(経費)

第12条 研修生に対しては、研修期間中研修に要する設備および備品等を貸与する。ただし、自己の利益のため備品を使用するときは、その費用を負担させることがある。

(災害・事故)

第13条 研修期間中の研修生の災害、事故については、本法人は一切その責任を負わない。

- 2 研修生がその責に帰すべき理由により本法人の設備および備品等を損傷し、または亡失したとき、研修生はその損害を弁償しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、研修生に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、理事長が定める。

附則

本規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。